



毛儿毛二  
一件  
證書  
第二回

第三回譯文  
近日出来

122  
A4447



114  
A 4447

第二十七號



大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

テ第四十八号覚書ノ残り分ヲ閣下ニ呈  
此分ハ其文章少シモ雅養ヲ主トセス只  
管及訳ヲ容易ナラシムル為メ之ヲ編纂シ且ツ  
此書中ニハ第四十二号覚書ニ記セシ條件ヲ参  
考ス可キ箇條數多シレアリテ蓋シ其第四十二  
号覚書ハ閣下其機密書記官ヲシテ之ヲ及訳セ  
シムルヲ良ト思ヒ給ヘル者ニシテ余ハ此書ヲ  
及訳局ニ送ル前ニ閣下ノ右ノ旨ヲ兼知スルヲ  
欲シ給フ可シト思想スルニ付キ親シク之ヲ閣

下ノ御手元ニ差出シ以テ閣下ノ英断ニ循ヒ茲  
事ヲ處置スルヲ得センメントス謹言

千八百七十五年

七月十八日

閣下後順ナル臣僕

チャールスウレセンドル

大日本皇帝陛下ノ大藏卿

大隈重信閣下

第九漁業ノ表

居留所

一箇

漁夫

三人

資本

三百五十弗

賃銀

千四百四十弗

諸物賃

弗

鰯魚

百二十桶

魚油

百五十「ガ」ロン量ノ

油

三百五十弗

雜魚

五十桶

諸産物

千六百五十弗

第十各種ノ業ニ従事スル男女ノ表

十六歳餘ノ人ノ数

全数 五万六千五百十五人

男 二万八千七百二十九人

女 二万七千七百八十六人

現ニ各種ノ業ニ従事スル者

全数 二万五千五百十七人

男 二万四百四十七人

女 千七十五人

農業ニ従事スル者

全数 一万四百二十八人

男 一万四百十七人

女 十一人

藝業（醫）ヲ習フ如キニ従事シ又ハ人ノ使役ニ供ス

ル者

全数 五千三百十七人

男 四千三百八十四人

女 九百三十三人

商賣及運漕ノ業ニ従事スル者

全数

千六百六十五人

男

千六百四十八人

女

十七人

製造器械及之開墾ノ業ニ從事スル者

全数

四千百七人

男

三千九百九十三人

女

百十四人

第十一諸業ノ區別附男女老若並ニ本國ノ事

各種ノ業ニ從事スル者

全数

二万千五百十七人

自十歳至十五歳ノ男

五百九十七人

全上ノ女

二百三十五人

自十六歳至十九歳ノ男

一万八千八百八十五人

全上ノ女

八百十二人

六十歳餘ノ男

九百六十八人

全上ノ女

二十八人

本國

合衆國

八千九百七十六人

セルマニイ

三百二十一人

アイ儿ランド

三百四十五人

イギリス	七千百三十四人
スコットランド	千二十一
スウェーデンノルウエー 及デンマルク	二千八百二十五人
フランス	四十一人
其他改羅巴 北方ノ國々	百五十三人
イタリー	二十一人
其他改羅巴 南方ノ國々	百四十人
英領ノアメ リカ	百三十一人
支那日本	七十三人
其他不詳ノ者	三百三十六人

農業ニシテ當ニスル者

全数	一万六千四百二十八人
自十歳至十五歳ノ男	三百六十三人
全上ノ女	四人
自十六歳至十九歳ノ男	九千四百二十九人
全上ノ女	七人
六十歳餘ノ男	五百九十五人
全上ノ女	無
本國	
合衆國	四千五百四十二人

ゼルマニイ 五十七人

アイルランド 七十六人

イングランド及  
ウェールズ 三千三百五十四人

スコットランド 四百六十五人

スウェーデンノルウエー  
及デンマーク 千五百七十七人

フランス 五人

其他歐羅巴等  
ノ國々 五十八人

イタリー 二人

其他歐羅巴南  
方ノ國々 八十一人

英領ノアメリカ 五十九人

支那日本 無

其他本國未  
詳ノ者 百五十二人

藝業ニ従事シ又ハ人ノ使役ニ供スル者

全数 五千三百十七人

自十歳  
至十五歳ノ男 百九十八人

全上ノ女 二百二十二人

自十六歳  
至十九歳ノ男 四千二十一人

全上ノ女 六百八十五人

六十歳餘ノ男 百七十五人

全上ノ女 二十六人

本國

合衆國

二千百二十六人

セルマニイ

六十人

アイルランド

百二十一人

イギリス

千八百一人

スコットランド

二百六十九人

スウェーデン  
及デンマーク

六百八十八人

フランス

十五人

其他歐羅巴  
方ノ國々

四十四人

イタリイ

四人

其他歐羅巴  
南方ノ國々

二十五人

英領ノアメ  
リカ

十一人

支那日本

七十三人

其他本國  
未詳ノ者

八十人

商賣及運漕ノ業ニ從事スル者

全數

千六百六十五人

自十歳ノ男  
至十六歳

十九人

全上ノ女

五人

自十六歳ノ男  
至十九歳

千六百十九人

全上ノ女

十二人



六十歳餘ノ男 十人  
全上ノ女

本國

合衆國 千四人

ゼルマニイ 七十七人

アイルランド 四十七人

イギリス及  
ウェールズ 三百二十九人

スコットランド 五十四人

スウェーデン  
デンマーク  
及  
フィンランド 五十四人

フランス 五人

其他歐羅巴  
北方ノ國々 十人

イタリー 二人

其他歐羅巴南  
方ノ國々 六人

英領ノアメリカ 二十一人

支那 日本

其他本國  
未詳ノ者 五十六人

製造器械開坑ノ業ニ從事スル者

全数 四千百七人

自十歳ノ男  
至十五歳 十七人

全上ノ女 四人

自十六歳  
至十九歳ノ男

三千七百八十六人

全上ノ女

百八人

六十歳餘ノ男

百九十八人

全上ノ女

二人

本國

合衆國

千三百四人

ゼルマニイ

百二十七人

アイルランド

百一人

イギリス及  
ウェールズ

千六百五十人

スコットランド

二百三十三人

スウェーデンノルウエー  
及デンマルク

五百六人

フランス

十六人

其他欧羅巴  
北方ノ國々

四十一人

イタリー

十三人

其他欧羅巴  
南方ノ國々

二十八人

英領ノアメリカ

四十人

支那日本

其他本貫  
未詳ノ者

四十八人

第四章

「モルモン」教徒ノ如キ気力アリ且ツ堅忍ニシテ  
事ニ練熟シタル人民ハモシ客ノ待遇ノ厚キ日  
本海岸ニ来リ而メカ子テ合衆國ニ於テ求メテ  
未タ得サル所ノ新樂土ヲ得ルトキハ則チ其移  
住ノ新國ニ大ナル幸福ヲ授クルトハ予カ信シ  
テ疑ハザル所ナリ予試ミニ斯ノ如キノ植民ノ  
蝦夷ニ起ルトアリ而メ日本ノ臣民トナリ而メ  
カ子テウター部ニ於テ進歩抄取ヲ為シタルノ  
気力ヲ見ハスヲ得ルノ地位ニ置カルトセン  
乎然ルトキハ此度ハ全ノ自由ニシテ不満足ノ

事ナク大ニ幸福ヲ得ヘキヲ以テ必ラス其地ニ  
在テ人口ハ速ニ増殖シ且ツ其地ヲ以テ已レノ  
本國トナシ一旦緩急ノ場合ニ臨ムトキハ外國  
ヨリ何様ナル攻撃ヲ被ルトモ之ヲ禦クノ堅忍  
ト勇氣トハカ子テウター部ニ在リシ日ト同一  
ナルベシ所ナリ、エイト、マウチ、ステイン、ハウスノ著ス  
ル攻撃ヲ被ルモ「モルモン」教徒ハ合衆國ニ於テ不正ナ  
豪俠トハ言ヒ難シト雖其ノ氣力ニシテ「モル  
モン」教徒ノ日本ニ来リ住スルノ功績ハ特ニ夫  
ノ狹隘ナル境界ニ限ラサルベシ即チ一夫衆婦

ノ風俗ニ從ヒモルモント日本ノ婦人ト婚姻ヲ  
通スルトキハ則テ現今日本ニ於テ起リタル根  
本ノ改革ノ事件ヲ成就スルノ功モ亦莫大ニシ  
テ數百年ノ業ヲ以テ數年間ニ成スヲ得ベシ  
而シテ右ノ配偶ヨリ生レタル無數ノ子女ハ日本  
人ノ名義ヲ取リ日本人ノ言語ヲ以テ已レノ物  
トナシ壯年ニ及フトキハ有為ノ質アリ又氣力  
ニ富テ以テ帝國ノ諸難ニ當リ又日本ノ地ニ於  
テ其父ヨリ教授セラレタル特別ナル學問ヲ實  
用ニ向ケテ大業ヲ成スニ足ルヘシ但シ此大業

ヲ成就スルノ以前ト雖其父ハ既ニ業ヲ創メテ  
而シテ西洋ノ教育ヲ受ケタル人并ニ廣ク一般ノ  
人民ト自由ニ交際セン依テ日本人ハ大ニ學問  
ヲ得テ以テ日本ノ森林ト荒地トヲ以テ利潤ノ  
多キ地トナシ又曠山ヲ開キ漁業ヲ興シ鐵路其  
外運轉ノ便ヲ開キ藝術及ニ製造ノタメニ場ヲ  
設ケ牛羊ヲ養ヒアイノ日本人ト真ノ蝦夷人ノ  
ト嫁娶シテ生レタルモノ  
智識ヲ開ク凡ソ日本人等ノ此事ヲ為スノ學問  
經驗ハ別ニ勤ムルヲナク又別ニ大ナル不都合  
ナクシテ之ヲ得ベシ

「日本ノ英國ニ對スル処置ハ何如スベキヤ」ニ  
関シタル予カ覺書第七節ニ言ヘルヲアリ其  
趣意ハ茲ニ一種ノ人アリ予カ本文ニ挙ケタ  
ル如キノ裨益ヲ得ンニハ宜シク一步ヲ譲テ  
外國交際ヲ為ス歟又ハ現今ノ條約中ノ恥辱  
トナスベキ領地外ノ權ノ條ニ基キテ交際ヲ  
ナスベキベキ歟ト深謀遠慮ナキ説ヲ立ツル  
者アリ若シ其説ヲ聽クトキハ何程ノ不都合  
アルベキヤ予之ヲ示シタリ(其ノ二十六面ノ  
表ヲ見ヨ)

該島ノ形勢ハ植民ノ策ヲ施スニハ至極適當セ  
リ夫レ地質ハ豐饒ニシテ金ノコレナキハ殆ン  
ト確定シタル事實ナリト虽モ銀ノ有無ハ未タ  
造カナラズ石炭ノ脈ハ廣濶ニシテ且ツ近寄リ  
易シ而シテ其氣候ハ上ニ言フ所ノ移住民ノ性質  
ト慣習ニハ至極適當セリ蓋シ其氣候ハスコツ  
トランドスウエーデンノルウエーデンマルク  
及ヒニウイングランドト殆ント同一ニシテ而  
シテ初メ移住民ノ大半ノ来レルモ此數地ヨリセ  
リ而シテウター部ハ其最後ノ住所ナレバ該島ノ

如キハウター部ニ勝レリ而シテ其新住ノ國ノ律  
法ヲ遵奉スルヲハ「モルモン」教徒ハ他ノ人民ニ  
勝ルベシ蓋シ暴逆ヲ免レテ復治ノ恩ヲ蒙リタ  
ル天子ニ對シ奉リ恩ヲ忘レサル故ノミニアラ  
ズ其教法專ラ從順ヲ教フルモノナレバ其教法  
ノ本性然ラシムル故ナリ合衆國ニ於テハ「モル  
モン」教徒責罰ノ過嚴ナルニ堪エズシテ或ハ抵  
抗スルヲアリト虽モ然ラザレハ律法ヲ遵奉ス  
ルト是人民ニ勝ルモノナシ又暴虐ノ止ム時ハ  
直チニ故ノ如ク恭順シテ聊カ政府ヲ怒ミ復讎

ノ念ヲ頭ハスヲナシ而シテ一夫衆婦ノ風俗ハ「モ  
ルモン」教徒コレヲ合衆國ノ國憲ニ照スニ矛盾  
スルヲナシト主張ス然ルニ合衆國ニテハ之ヲ  
禁制ス依テ教徒ハ不平ヲ懷クト虽モ若シ之ヲ  
禁制スルヲナクンバ今日トテモ平穩ニ合衆國  
ノ政府ノ下ニ居ルベキナリ然ルニ合衆國ハ其  
ノ一夫衆婦ノ風俗ヲ禁制スルヲ止マズ是ニ於  
テ乎彼等心中ニ以為テ合衆國ハ從前屢暴虐  
ヲ施シタルヲ甚シ然ルニ後來又更ニ甚シキノ  
厭制ヲ加ヘテ從服セシメントスルヲ不日ノ中

ニアルベシト然ルニ北アメリカ洲ノ中央ノ部  
分ノ形勢近來大ニ變更シタルニヨリ新タニ合  
衆國ヨリ管制ヲ施ストキハモルモン教徒コレ  
ニ抵抗スルヲ能ハザルニアラサルモ大ニ為シ  
難キノ場合ニ至レト是ヨリ先キ合衆國ノ領地  
ニ於テ太平洋海ニ接シタル斜面ノ地ノ未ダ政事  
上ニ於テ整頓セラレズ而シテ東部ト西部トノ境  
界タル土地ノ未ダ住人コレナキトキハモルモ  
ン教徒真ニ民事ト教法ト自由ヲ全ク得テ  
モ其脚ヲ留ムルノ地ヲ占有スベキノ期望アリ

殊ニウター部ノ如キハ僻遠ノ地ニシテ合衆國  
政府ニ於テモ敢テ常ニ之ヲ觀察シ之ヲ管制セ  
ントハ思ハザリシ然ルニ中央太平洋海峽道ヲ敷  
キ而シテ其線路ニ沿テ人家ヲ建ルニ及ンデハ其  
辺ノ形勢一變シタリ而シテ今日ニ至テハ自ラウ  
ターニ往クモ又ハ人ヲ遣ルモ甚タ容易ニシテ  
合衆國中他ノ諸部ニ於ルト異ナルヲナシ而シ  
テモルモン教徒ノ領地中ニ合衆國ノ權威ヲ行フ  
事モワシントンナル政府ノメメニハ聊カ難キ  
トナク從前ナレハ大統領ノ合衆國ノ法律ヲ施

行センガタメニ軍勢ヲ派出スベキ処モ今日ニ  
至テハ唯管理人一名ヲ送ルノミ而シテ其管理人  
タル者ソノ職務ヲ行フ上ニテ救援ヲ假ント要  
スルトキハ電信又蒸氣ノ手版ヲ以テ之ヲ得ベ  
ク其速ナルトハニウイングランド或ハニウ、ヨ  
ルクニ在ルガ如クナルベシ又管理人タル者万  
事便利ヲ得タルヲ以テ別ニ壓迫ノ法度ヲ用フ  
ルヲ要セズ斯クテ其辺ノ形勢一変セシヨリ以  
来「モルモン」教徒ノ管長「レブリガム、ヨンバハ  
既ニ合衆國ノ律法ニ違キ兩妻ノ罪アルヲ以テ

論セラレ尋常ノ逆罪人ト同シク禁獄セラレタ  
リル来更ニ効驗ノアルベキ法度ヲ設ケテ「ウタ  
川部」ノ一夫衆妻ノ風俗ヲ禁止スル事ハ國論ト  
ナリテ之ヲ主張スル者甚ク多ク従前モルモン  
教徒ト協和スルヲ可トシ暴ヲ以テ彼等ヲ処ス  
ルヲ拒ミシ者ト虽モ今日ハ其説ヲ屈シテ曰ク  
「ウタ川部」ノ困難ハ最早捨置難キノ場合ニ至レ  
リ一夫衆妻ノ風俗ハ實ニ此共和政治ノ國体國  
風ニ背ケリ故ニ合衆國ノ領地内ニハ之ヲ存ス  
ルヲ許スベカラズト而シテ人民皆「コ」ノ見込ニ同



意スルノ日到テハ行政官ノ方ニテ其見込ニ反  
スルヲ得サルベキハモルモレ教徒モ善ク之ヲ  
知レリ惜モルモン教徒ノ説ニハ彌其場合ニ到  
ラントキハ左ノ三事ノ外ニ詮方ナレト云ヘリ  
第一一夫衆婦ノ風俗ヲ廢セン乎第二合衆國ヲ  
去ラン乎第三曾テミツソリ及ビイルリノア  
ニ於テアリシ如キノ乱暴ノ場ト人種剝絶ノ戰  
争ノ再廢ヲ見シ乎此三事ノ一ニ決セザルヲ得  
ズ然ルニ第一箇條ハ頑固ニ抵抗スル所ナリ第  
二箇條ハ日ヲ逐テ次第ニ行ヒ難キ事ナリ第三

箇條ハ日ヲ逐テ切迫セリ

思フニモルモン教徒ノ夫ノ一夫衆妻ノ風俗ニ  
固執スルハ怪シムニヨラズ蓋シ自然ノ録ノ最  
固キモノニ由テ之ニ羈絆セラレテ居レバナリ  
若シ此風俗ハ古來通行ノ合衆國ノ法律ヲ破ラ  
サレハ之ヲ存スル能ハズトテモ其風俗ヲ廢ス  
ルヲ承諾スルハ猶ホ已レノ尤モ鍾愛スル所ノ  
人ノ苦衷ニ陷リ汚辱ヲ受クルノ場合ニ至ルヲ  
承諾スルト同一ナルベシ即チ其衆妻ハ一人ノ  
外ハ皆娼妓ノ地位ニ陷ルベク其衆子ハ野生ノ

子ノ位地ニ陥ルベシ依テ是等事ヲ免カレン  
ガタメニ先ツウター部ヲ去フンコヲ務メ最初  
ニハメキシコニ至リ其後ニハサンドウ井ツチ  
島ニ移住セリ然ルニ列ル處他教ヨリ妨害ヲ蒙  
ルコハウター部ニ於テ蒙リタルト同一ニシテ  
カトレーキ教徒ハ其ノメキシコニ留マルヲ許  
サズ又プロテスタント教徒ハ先キニサンドウ  
井ツチ島ニ於テ一夫衆婦ノ風俗ヲ廢シタル後  
ナレハ又モルモン教徒ノ該地ニ來ルヲ許サス  
然ルニモルモン教徒ハ該地ニ於テ移住ノタメ

ニ廣瀾ナル地ヲ購得タレ其用ニ供スルヲ得  
ズ其後其地ヲ以テ廣大ニ砂糖植付所トナシ  
其地主ノタメニ之ヲ開墾シ其産出スル所ノ砂  
糖ハウター部ニ輸入シタリ  
モルモン教徒ハ到ル所皆拒絕セラレタル後ナ  
レハ若シ蝦夷ニ移住スベキノ議起ラハ必ラス  
天ヨリノ啓示トシテ之ヲ仰クベシト予ハ思ヘ  
リ勿論其人口皆一時ニ其特恩ニ乘シテ來リ住  
スルトハ思ハレズ蓋シ斯ノ如キ遼遠ノ地ニ人  
民并ニ其所育物トモ一時ニ之ヲ運輸スルノ難

キハ姑ラク措テ論セサモ其財中ニハ運輸ス  
可ラサルモノモアリ又之ヲ交換シテ運輸物ト  
ナスニ時間ヲ費スベキモノモアリ依テ其社中  
ノ内教人ハ永ノ内地ニ留マリテ之カ処分ヲ為  
サ、ルヲ得ス勿論是等ノ事情アリト虽モ到底  
右移住ノ策ヲ行フノ妨害トハナラサルベシ且  
又ウター部ノ社中ハ五六万人コレアリ  
第十ノ表ニ挙ケタル見積リハ真数ヨリ少ナ  
シ凡テ整頓シタル邦ニ於テハ人別調ノ役人  
事實ヲ知ルノ便利アレトウター部ノ如キノ

領地ニ於テハ其便利ヲ得ズ僻遠ノ地ニ住居  
スル人民ノ戸ロヲ調フルトキハ其中幾分力  
ヲ見落ストアリ隨テ其分ハ報告書中ニ算入  
セサルナリ

其中一万人乃至一万五千人ハ其分若年ニシテ  
其ノ移住ノ艱苦ニ堪エベキ人ナレハ直チニ蝦  
夷ニ渡航シテ此処ニ住居スベキナリ  
予カ意ニハ「モルモン」教徒ト日本人ト其宗旨互  
相異ナリト虽モ之カツメニ困難ノ起ルヲ恐ル  
、ニ足ラズト思ヘリ蓋シニ「モルモン」教徒

ハ已レ等ノ利害ヲ考ヘ自ラ遠慮アリテ争論ナ  
トハ成丈コレヲ避クベキナレバナリ又世ニハ  
「モルモン」教ニハ一事モ日本ノ國體又ハ世態ト  
抵触スルコトナカルベシ

概スルニ國ノ體質又ハ民ノ情態トモニ宗旨  
ニ基キ宗旨ト共ニ成長スルモノニテ國ノ結  
構ノ基礎堅固ニシテ而シテ此國ノ維持ニ干渉  
スル人ノ過半ノ宗旨ノ存スル間ハ新規ノ宗  
旨ノ入来ルコトアリトモ國コレガタメニ震動  
セラル、コトナシ之ヲ虞慮スルニ足ラス思フ

一國ノ人民中宗旨ニ就テ相争フハ其宗旨  
ハ人道ノ大綱ニ付キ説ノ同シカラズシテ互  
ニ憤怒ヲ起<sup>キ</sup>起<sup>ス</sup>、アラズ其説自ラ政事上  
ノ威力ヲ兼スルヲ以テ一方盛ナルトキハ他  
ノ一方危害ヲ被フルベキナレハナリ而シテ人  
民中ニ間隙ヲ生スルハ蓋シ人民過半ノ教法  
上ノ情ヲ傷ハル、故ニアラズ其貴重スル所  
ノ利益ヲ傷ハル、故ナリ其利益トハ自主自  
由又ハ國政上又民事上ノ特権ニシテ新規ノ  
教法ノ原素ノ入来ルトキハ往々是特権ヲ害

セラル・トアリ然レ氏試ミ其教法ノ説  
絶エテ害ナクシテ其國ノ政府并ニ民事ヲ害  
スルト無キト顯然ナリトセン乎然ルトキハ  
聊カ疑念ヲ起スベキナシ只二三ノ固執家ハ  
此例ニアラス又羅馬人ハ其都府タル羅馬ヲ  
以テ遂ニ世界ノ首府トナシタルガ國ニ勝ツ  
トキハ必ラス其國ノ神ヲ以テ首府ニ入レサ  
ルトナシ然ルニ耶蘇教ニ至テハ巴レヲ最上  
ノ權威ヲ得ントスルニ不都合ナル説ノアル  
ヲ以テカラ極メテ之ヲ排撃セントセリトク

羅巴ノ中世ニ於ケル諸國モ亦斯ノ如クニシ  
テ教法ノ事務ニ於テハ「カレ」キ教無限ノ  
權威ヲ司ドリ又政事ニ於テハ無限ナル君政  
ノ制行ハレテ又無限ノ權威ヲ取リタリ諸此  
等ノ諸國ノ中ニ於テ「プロテスタント」教起立  
ノ後ニ教法上ノ戦争ノ起リタルハ他ナシリ  
ユセル及ヒカルビンノ採用シタル彼ノ討論  
ノ權及ヒ究察ノ權ナル者自然政事上ニ波及  
シテ古制ヲ破毀セントスルヲ恐レタレバナ  
リ今支那日本及ヒアメリカ合衆國ニ於テ

ハ宗旨上ノ戦争トスルモノハ實ハ宗旨ニ固  
執スルヨリ起リタルモノナシ勿論是等ノ場  
合ニ於テ無知ノ人民騒動シテ其迷ヒノ説ヲ  
實地ニ施シタルコトアリト虽モ皆宗旨ノ事是  
カ原回タルニ非ラス是カ術トシテ用ヒラレ  
タルノミ又政事家ハ人民中ニ異説行ハレテ  
已レノ利ニアラズト思フトキハ已レニ服従  
スルト思ハル、人民ヲ鼓舞シテ已レニ不服  
ト思ハ、所ノ人民ヲ壓服セントスルナリ支  
那ニ於テハ最初耶蘇教ヲ甚ク尊敬セシ前

回百年ノ末ニ當リテスイト會及ヒドミンア  
シ會ナル者耶蘇教ヲ楯トナシテ天子ノ権ノ  
上ニ羅馬法皇ノ権ヲ置カントシタルヲ見テ  
始メテ之ヲ忌嫌クタリ第十七回百年ノ頃日  
本ノ大勇士政事家立法者タル家康ハ遺訓百  
箇條ノ中ニ「カトリキ教ニ呪咀ヲ施シタル  
ハ全ク是カタメノミ外ニ道理ノアルニアラ  
ズ又今日現ニ予カ眼前ニ見タル所ニテモ合  
衆國ニ於テ尤モ卓犖ナル人ノ羅馬カトリキ  
キ教ニ敵對ノ状ヲ顯ハスモ皆其僧徒等カ人

民教育ヲ害シテ以テ合衆國ノ根本ノ制度ヲ  
破ラントスレハナリ而メウター部ノ「モルモ  
シ」教ヲ排撃スルモ全ク是カタメノミ

又日本ニ於テハ既ニ教派ノ宗旨アリテ互相許  
容スルコトハ一ノ國風トナリタレバ猶更是等ニ  
付キ掛念ナカルベクタトト是ハ何如ナリトモ  
内心ノ不同意及ヒ教法上ノ不和ノ原因ノ如キ  
ハモト人民ノ品行ノ上進スルトキハ漸ク減少  
スルモノニテ日本ニテハ人民教育及ヒ知識階  
達ノタメニ制度ヲ立シレハ人民品行ノ上進ス

ルハ疑フベカラサル所ナリ予カ意ニハ「  
シ」教ノ迷ハ此國又他國ノ人民中ニ行ハル、所  
ノ宗旨ニ於ケルト異ナルコトナシト思ヘリ但シ  
果シ其迷ノ固著スルハ何故ナリヤト言フニ是  
原因ハ常ニ人民ヲシテ宗旨ノ事ニ信ヲ措カシ  
ムル者ニシテ即チ無知無學是ナリ而メ初メテ  
「教」ニ改宗スル者ハ多クハ無知ナル人物ニシ  
テ人民社會ノ最下等ニ屬スル者ナリ然レモ其  
子女ニ於テハ教育ノ裨益ヲ受ルコトヲケレハ自  
然ニ其修身學中ノ教法上ノ部分ハ之ニ頓著ヤ

サルモノトナレベシ又予カ更ニ疑ハサル所  
彼等ハ遠カラスシテ知識上達シテ左ノ場合ニ  
至ルベシ即チジヨ―セフ、スミス、啓示ノ中全ク  
教法ノ事ニ関係シテ而メ之ヲ廢除スルモ聊カ  
民事ニ害ナキモノハ之ヲ不問ニ置ノ場合ニ至  
ルベシ而メ該地ニ出生シタル日本人中ニモ又  
知識ノ上達スルトキハ次第ニ迷ヒテ解脱スル  
ニ至リテ遂ニハ全國ノ人皆覺醒シテ迷ヒテ解  
脱シ心中ノ神ノ反照ヲ以テ足レリトナシ巴レ  
ノ理解ト道理トヲ以テ正大ナル良心ヲ助

而メ人ノ口ヨリ出ル所ノ說教ノ如キハ之ヲ信  
セザルニ至ルベシ而メ已レノ獨立獨立ノ徳ノ  
崇ムシ憂フル者悲シム者苦シム者ヲ助クルノ  
念ヲ起シテ真ノ自由ト男子タルノ獨立ヲ得テ  
平和ト安樂ノ域ニ躋ルベシ是レ何レノ宗旨ニ  
拘ハラズ此世東ニ於テ大人君子ノ得ル所ナリ  
而メ今日歐羅巴亞米利加トモニ之ヲ大眼目ト  
スルニ至レリ

第五章

予カ知ル所ニモハ蝦夷地ニモレモニ教徒ヲ入



レントスル時ハ已レノ説ヲ固執スル者ハ之ヲ  
拒ムベシ蓋シ其人以為ラク日本國ヲシテ十分  
独立タルノ國体ヲ得セシナンニハ其政事上工  
業上商業上並ニ民事上ニ於テ事々皆相調和セ  
サルベカラス而シテモルモン教徒ノ如キハ其風  
俗ノ中ニ一夫衆婦ノ法ヲ算入シテ西洋ノ説ニ  
背反スルヲ以テ其教徒ノ日本ノ地ニ來住セシ  
テハ願フベキ所ニアラズト予ハ此見込ニ同ス  
ル能ハス夫レ國ハ一人一人ト同シノ其性質各  
相異ナリテ各宜シキヲ異ニス甲國ニ宜シキヤ所

ハ乙國ニ宜シキ所ニアラス兩國トモ其目的ニ  
至テハ同一ナリト虽モ其目的ヲ達スルノ術ニ  
至テハ各相異ナラザルヲ得ス此理ヲ説明スル  
我輩住居スル所ノ世界ハ兩反對面西半球ニ於  
東半球ニ於  
テ古昔ノ事蹟ヲ以テ之ヲ証スルニ如クハナシ  
予カ見ル所ニテハ開化ノ種類ニ箇アリテ各別  
物ニシテ時代相懸隔シテ互ニ他ノ存在ダモ之  
ヲ知ラズ而シテ其目的ハ皆同一ナリト虽モ是レ  
ニ達スルノ路ニ至テハ全ク反對セリ即チ予カ  
指ス所ハ則チ亞細亞ト歐米トノ人民ヲ指スナ

リ即チ亞細亞歐羅巴トモニ其ノ未タ開化セザ  
ルノ古昔ニ於テ一ノ訓言ヲ言出セリ是レハ其  
之ヲ言出ス所ノ口ハ異ナリト虽モ同シク天ヨ  
リノ反響ニシテ日本ノ政事家々康ハ是レヲ金  
言ト称セリ宜ナル哉

家康ノ遺言百箇條ノ第七十一篇ニ出ツ  
其訓言ニ曰ク他人ヨリ已レニ施スヲ願ハザル  
所ハ是レヲ他人ニ施ス勿レト

中庸第十三篇第十三節ニ曰ク忠恕違道不遠  
施者已而不願亦勿施於人トアリ又其後五百

五十年ニ耶蘓ノ言ヘルトアリ曰ク人ヨリ已  
レニ施サンコトヲ願フ事ハ已レヨリ人ニ施セヨト

是訓言ハ教法上又民事上ノ諸訓戒ノ出ル所ノ家源  
ニシテ人タル者其訓言ニ從フトキハ他ノ方法ヲ用フル  
ヨリモ其性ノ本分ヲ尽クシ易シ然ルニ是訓言ヲ實地ニ行  
フニ至テハ東ノ開化西ノ開化各互相異ナリテ而シテ東西  
ノ國互ニ他ノ開化ヲ相知ルニ至ルモ彼ノ西開化ノ目的トスル  
所ニ付テハ說ノ同一ニシテノ差違ナキヲ知ルニ至リシハ數  
年ヲ經タル後ナリ然レ氏古ヨリ今ニ至ルマテ其西開化ノ  
功タルヤ互ニ相異ナルトナクシテ予ハ其西開化ノ進歩ヲ察

スルニ近來マテ遲速ノ差違ナシ但シ前二百年以來西洋各  
國ノ教理ノ如キ精微ナル学科ハ東方ノ諸國ヲ壓倒シタリ  
然ルニ余更ニ今日ヨリ溯リテ明朝ノ太祖洪武帝(千三百六  
八年)ノ時代ヲ回視シ亞細亞歐羅巴ノ形勢ヲ察スルニ支那  
日本ト歐羅巴ノ英國諸國ノ如キ孰レカ強弱ナルヤ之  
決シ難シ又旅行者ノ言フ所果シ信拠アラハ予更ニ信スル  
事アリ即チ清ノ康熙帝(千六百六十二年)ヨリ千六百七十  
三年ニ至ルノ時代ハ更ニ近世ナレ氏未ダ蒸氣電信ノ力  
以テ英國威勢ヲシテ二十倍ナラシタル以前ナリ惜前年英國ヨリ  
支那ヘ施シタル如キノ壓迫ノ処置モシ是レヲ千六百年ノ頃

行ハントスル者アラバ英國ノ人民孰レカ之ヲ  
可トスル者アラレヤ蓋シカノ及ハザルヲ知レ  
バナリ  
予以為ラク進步ノ極度ニ達スルノ方法種々ナ  
リト虽モ其成功ハ一ナラサルハ蓋シ人種ノ性  
質相異ナルガ故ナリ然ルトキハ某種ノ虛弱ナ  
ナル人民ハ他ノ人種ノ強盛ナル者ノ凡俗ヲ採  
用シテ己レノ有トナストモ決シテ裨益ナカル  
ベシ蓋シ此ノ人種ニハ強盛ト元素タルモノモ  
彼ノ人種ニハ虛弱ノ元素トナルトコレアリ羅

馬人ハ其始メ尤モ微弱ニシテ遂ニ盛大ニ極度ニ達シ而シテ外國ノ論說トテ採用スルハ他國ニ勝リタリシガ常ニ前言フ所ノ說ノ如ク凡テ外國ノモノナレハ最良ナリトテ分別ナク之ヲ採用セシテ大ニ其間ニ注意シテ進歩ノ業ヲ務メタリ

モンテスキウノ羅馬盛衰記第一篇ニ曰ク羅馬人ノ世界ノ君主トナリシ所以ハ蓋シ他國ト戦ヒテ克チ而シテ最良ノ風俗ヲ看出セハ己レノ風俗ヲ捨テ是ヲ採用セシ故ナリト

予ハ際限ナク是理ノ澄摠ヲ挙クルトテ得ベシ然レモ其真理タルハ自ラ分明ナレハ更ニ證スルヲ要セス而シテ今上ニ言フ所ノ議ヲ約スルハ則チ下ノ如シ一夫衆婦ノ風俗ハ廢スベキヤ又廢スベカラサルヤ若シ果シテ廢スベキナレハ蝦夷地ニ是風俗ヲ入ルハ可ト為シ難シ若シ廢スベカラサルモノナラシニハ日本ノタメニハ大關係ノ事トナサレテ得ス  
諸一夫衆婦ノ風俗ノ可非ヲ究察スルニ當リテ其教法上ニ関スル所ハ日本ノ政事家及ニ理學

若ノ緊要トスル所ニアラサレハ姑ラク之ヲ措  
テ論セス

家族ニ關係シ又其康福ニ關係シ又衆家族ノ合  
シテ成ル所ノ人間社會ニ關係シテハ一夫衆婦  
ノ風俗ノ果シテ一夫一婦ノ風俗ト勝劣ノレヤ  
又同一ナルヤ之ヲ決定シ難シ今政米ニ行ハル  
、所ノ一夫一婦ノ風俗ノ如キハ其家族ニ於テ  
衆子皆言行ノ自由ヲ得タリ米ニ於テハ殊ニ然  
リ而シテ此風俗ハモト一夫一婦ノ相和合シテ成  
ルモノニシテ此法ニテハ最初ニハ衆子生レテ

家族ノ人負増殖スルナリ然ルニ其衆子皆年頃  
トナリテ其父母ニ從順スルノ義務ヲ免カレハ  
時ハ父母ノ家ヲ出テ自ラ居ラ定メ獨身ニテ居  
リ或ハ婚姻シテ新タニ家族ヲ興ス如此ノ場合  
ニ至ルトキハ父母ノ家族ノ人負ハ次第ニ減少  
スルナリ最終ニハ父母死シテ衆子皆離散スル  
トキハ父母ノ家ハ消滅スルニ至ルナリ而シテ衆  
子ハ其父母ノ家ヲ去ルトキニ受取リタル分配  
物ハ自由自在ニ之ヲ処置シテ自ラ勞シテ得ル  
ル物ハ專ラ之ヲ享有スルヲ得ベシ又遠慮ト見

識トハ父母ノ教ト長上ノ例ヲ見習フトヨリ  
生スル所ナレド抑亦学校ニ在ルノ日ニ於テ知  
識開達ノ度ニ多少アリテ而メ其多少ニ擬テ後  
未賢愚善惡ノ差アリ然レ氏之ヲ要スルニ今日  
ニ在テハ凡ク少年ノ者ハ旧来ノ思想ヲ忘レテ  
新奇ノ思想ヲ好ミ新機軸ヲ出サントスル者甚  
タ多シ特勢如此ナルニヨリテ凡ク人タル者婚  
姻スルトモ未タ婚姻セサルトモ非常ナル才智  
ヲ以テ賦與セラレトキハ忽チニ立身出世ス  
ルヲ得ルナリ然レ氏器量ナキカ又ハ生来不徳

ナルトキハ下等ノ地位ニ墮落スルト猶ホ容易  
ナリ然リ而メ若シ一箇ノ人不幸ニシテ下流ニ  
落ルトキハ必ラス是レニ留マラザルヲ得ス父  
母モ最早之ヲ救助スルヲ得ス

父母タル者分配物ヲ以テ其子ニ與エルトキ  
其與エベキモノハ皆與エテ其残ル所ニモノ  
ハ已レノ生活ノタメニ要用ナレバナリ

又其子ニ對シ抑壓ノ權ヲ行フヲ得ザルカ故ナ  
リ予歐羅巴ノ近史ヲ按スルニ一種ノ奇特ノ情  
態アリ之ヲ「貧乏ノ態」ト云フ歎息スベキノ度ニ

達シタリ此原因ハ蓋シ右ニ言フ所ノ事故ニ在  
ルナリ人一タニ此貧乏ノ態ニ陥ルトキハ親族  
明友ノ救助ヲ受ケズ乃チ人間社会ノ厄故トナ  
リ政府之ヲ養フ欵又ハ私立公会ノ救助會社等  
之ヲ養フナリ而シテ歐羅巴ニ於テ国事ノ乱  
キ又騷動ノトキニ方リ之ニ左袒シテカアル者  
ハ常ニ生活ノ計ヲ立テ難キ人ニ在リ。

然ルニ支那日本其外亞細亞ノ諸国ニシテ一夫  
衆婦ノ風俗ノ流行スル所ニ於テハ父タル者ハ  
大抵其衆子ノ己ニ嫁娶シタルニ常ニ己ノ側ヲ

離レシメズ而シテ其衆子ニ對シテ行フ所ノ権柄  
ハ全ク専制ニアラサルモ亦甚タ大ナリト謂フ  
ベキナリ而シテ三ノ衣服并ニ家具ノ外他ノ所  
有物ハ是ノ家族ノ人負中ニ分配スルヲナクシ  
テ父タル者ハ家事ヲ指揮シ衆子ノ職業ヲ管理  
シ而シテ衆子ノ同カシテ得タル產物家産ノ日  
用・供シテ猶ホ餘リアルトキハ之ヲ貯蓄シテ  
富有タラントテ務ム又場合ニヨリ家産ヲ分配  
スベキコトアリ例ヘハ家族ノ人負格外ニ増殖ノ  
最早父ノ庶下ニ住居スルヲ得ザルコトアリ如此

ノ場合ニ至ルトキハ衆子ノ中ノ若キ夫婦一組  
又ハ幾組カハ父ノ住所ノ近辺ニ別ニ一ノ住居  
ヲ定メ或ハ他ノ地方ニ移住ス是時父ハ其移住  
ニ付キ大ニ尽カシテ是迄通用ノ家産ノ中幾分  
カヲ割與シテ其子ノ新居ノ用ニ供セシハ然ル  
ニ旧習ノ力強キニヨリテ人ノ子タル者ハ他ノ  
地方ニ遷徙スルヲ嫌フ依テ人ノ子タル者父ノ  
家ヲ離レテ出立スルコトハ通例トハ謂フベカラ  
ス変例ト謂フベシ此風俗ノ然ラシムルコトニヤ  
凡ノ人民ノ腦中ニ一種ノ意思ヲ起シテ己レノ

家族ノ業体ヲ固守セシメ又土地ノ風俗制度等  
凡テ古來ヨリ存スルモノハ切之ヲ尊敬セシム  
而シテ欧米各國ニ固有スル如キノ有為ノ氣分  
ニ改革進歩ノ志ヲ挫クコトアリ(但シ歐羅巴ノ中  
ニモロシヤノ如キ別段ナリ蓋ロシヤ人民中ニ  
ハ亞細亞様ノ元素ヲ含有スレバナリ)而シテ家族  
中ニ生來非常ノ才アル者コレアリト云フ其教  
道上花ニ體質上ノ拘束ノ嚴刻ナルヲ以テ自ラ  
其原來ノ身分ノ上ニ抽出スルヲ得ズ又其國ヲ  
メ其者ノ才能ノ利澤ヲ蒙ラシムルヲ得ズ又タ



トモ其機會ヲ得ルモ其機會ニ乘スルヲ得ズ但  
シ是等ノ事情ハ必ラスレモ全ク一夫衆婦ノ風  
俗ニ頼ルニアラズ別ニ一ノ原因アリ從前支那  
日本等ノ人民ハ一種奇特ナル民事国事ノ制度  
ノ下ニ生活セシガ故ナリ然ルニ方今日日本ハ大  
变化ヲ受ル最中ニテ人民ノ風俗モ随テ変革ス  
ベク又方今帝國中到處蒸氣機ト電信機トヲ設  
ケザレナキニ至リタレバ人民ハ自ラ其住居ノ  
区域ヲ出テ遂ニ外国マテヘモ旅行スルニ至リ  
其好尚ヲ変シ又外国ノ說ヲ採用スル事アリテ

大ニ其變革ヲ催スベキナリ而シテ改革ノ業ハ日  
ニ進ミテ已ム事ナク而シテ日本從前ノ開化モ其  
存スベカラサル處ハ皆之ヲ廢除シ他國ノ諸說  
ノ中ニ就テ日本ノ利益トナルベキモノヲ採用  
スルニ至リ是ニ於テ始メテ成菓ヲ結ブベキナ  
リ而シテ其成菓ハ其具氣ト其形狀ニ於テ日本從  
前ノモノト相異ナリト雖モ日本固有ノ性質ヲ  
失ハサルベシ是仕方ヲ以テ西洋ノ一夫一婦ノ  
家族ノ裨益ハ東方ノ一夫衆婦ノ家族ニモ傳播  
スルト雖モ一夫衆婦ノ風俗ノ善美ナル所ハ一

夫一婦ノ風俗ニハ欠クル所ナレバ猶ホ之ヲ存  
シテ廢サ、ルベシ

日本ノ一夫衆婦ノ家族ハ已後其面目ヲ改メテ  
而ノ其家族ノ人負中ニ適度ナル有為活潑功名  
ノ志氣ヲ振興シテ而シテ其ノ過度ニ至リテ戕  
刺私心等ニ陥リテ弊害ヲ醸成スル等凡テ西洋  
ノ一夫一婦ノ家族ニ於テ實見スルモノハ其父  
元タル者之ヲ豫防スベキナリ

日本人民中ニハ彼ノ忠恕ノ道ヲ擴充シテ仁  
惠ヲ專トシテ口口ノ事ニモ感スベキ所業甚

ク多シ而メ猶以一箇一箇ノ家族ノミナラズ  
一般人民モ亦最モ厚情ナル縁ヲ以テ相羈絆  
サル而メ不幸ナル者隣人ニ救助ヲ乞フ時ハ  
必ラス打捨テラレ、一ナク又動物ハ家畜野  
獸ノ論ナク西洋人ハ往々戕刺ニ取扱フナ  
レト日本ニ於テハ人民ノ性質ノ美ナルニヨ  
リテ恩惠ヲ受ルナリ又牛馬狗ノ如ク過  
度ニ使役スルナク又暴ニ之ヲ御スルナ  
シ又日本ニテハ何如ナル貧家ト虽モ朝夕ノ  
食後ハ必ラス其門前ニ米粒ノ米ヲ蒔散シ

鳥ノ食物トナヌ日本ノ人ノ説ニハ斯ノ如  
シテ衆生ハ其通有ノ屋根タル天ト通有ノ家  
タル地ヨリ附與セラレ、所ノ幸福ヲ共ニ樂  
ムベキナリトセリ

茲ニ今論ムル所ノ事件ニ付キ猶ホ一事論スベ  
キ事ナリ夫レハ一夫一婦ト一夫衆婦ト比較ス  
ルトキハ人道ニ於テ孰レヲ可トスルヤノ事ナ  
リ者西洋並ニアメリカノ理学者ノ説ニ拠レハ  
一夫一婦ニ於テハ男女トモニ人道ノ高貴ナル  
点ニ達シ而メ幸福十全ナル景况中ニ在ルヲ

覺ユルハ一夫衆婦ニ勝レタリト又曰ク愛情ハ  
天性ニレテ之ヲ一物ニ施ストキハ多クノ物ニ  
消費センヨリモ十分ニ暢達シテ十分ニ  
快ヲ覺ユルナリト又曰ク愛情ハ家道ノ  
基礎ナリ

千八百五十九年フランスパリスニ於テ刊行  
スル所ノゼー、シセレフト氏愛情ノ説、見ル  
ベシ

而メ一夫一婦ニ於テハ一夫衆婦ニ於ケルヨリ  
モ更ニ十分ナリ是故ニ家道ノ堅固ナル事モ從

テ優劣アリト又曰ク家族ハ國ノ基礎ナレハ一  
夫衆婦ハ國ニ取リテハ虚弱ノ原因トナリ一夫  
一婦ハ其強盛ノ原因トナルベシト云ヘリ  
此論美ハ甚ク美ナリト虽モ其ノ実著ナル處ハ  
少ナシ先ツ愛情ヲ釋シテ情ノ一種ニシテ色慾  
ト尊敬仁恵ノ三ノ者ノ相合シタル者ニシテ男  
女戀着ノ羈絆トナリ而シテ男女相會スルトキハ  
一種血類ノ安樂愉快ヲ覺エシムルモノナリト  
セシ乎是、或ハ婚姻ノ端トナルモ決シテ婚姻  
ト基礎ノリト謂フベカラズ夫レ男女ノ愛情ノ如

キハ一時ノ感覺ニヨリテ人ノ胸中ニ起ルモノ  
ニシテ永續スベキモノニアラズ其永續スルハ  
志ノ稀ニコレアルノミ然ルニ婚姻ノ如キハ終  
身ノ事ナリ然リ而シテ男女ノ愛情ヲ以テ婚姻ノ  
基礎トセン乎然ラハ則チ夫婦ノ縁モ別事ニア  
ラス只一慾ニシテ之ヲ遂ケンガタメニ會合シ  
テ直ニ子ヲ生ムト虽モ其子ヲ生ムハ一期  
ル所ニアラズ止ムヲ得サルノミ若シ男女ノ配  
偶斯ノ如クニシテ成ルトキハ其初メ既ニ輕辛  
ニシテ其配偶モ久シキヲ得ザルベク其禽獸ニ

勝ルイ幾許ゾマ是レ決シテナキ事ナリ凡ソ大  
間社會ニ在ルノ人ニシテ婚姻ノ目的トスル所  
ハ千緒萬端ニシテ而メ斯ノ如キ情勢ニテハ男  
女配偶ニ於テ彼ノ愛情ノ如キハ措テ問ハセ  
モノ、如シ勿論婦人ノ容兒ノ美麗ト色慾ト両  
ツテカテ具ルトキハ男子其女ヲ喜フハ固トヨ  
リ予ヤ然リトスル所ナリ又男子ノ形兒温雅ニ  
シテ**顔色美麗莊端**ニシテ**自體強壯活潑ナルト**  
キハ女子 是ニ意着スルハ固トヨリ予ヤ然リ  
トスル所ナリ然レハ男子ニシテ妻ヲ選ビ女子

ニシテ夫ヲ奉スルハ便利ヲ第一義トシテ情ノ如  
キハ第二義トナス而メ婚姻ノ目的ハ何様ニ辭  
ヲ飾リ種々ノ彩色ヲ施スト虽モ其究竟ヲ尋ヌ  
レハ男女夫婦ノ間天理人道ニヨリテ時々要需  
スル所アリ之ヲ遂クルニ過キサルノミ即チ毒  
タルノ女ニ望ム所ハ第一男子ノ歡ヲ奉シ而メ  
其次ニハ衆子ヲ生ミテ子孫繁栄ナラシムルナ  
リ然ルニ婦人ハ婚姻セル婦人ハ殊ニ強ク男子  
ヨリモ早く凋衰スベキモノナレハ其第一ノ義  
務ヲ遂クルト能ハサルニ及ベトモ男子ノ健ハ

猶ホ熾盛ナルヲモアリ又婦人年未タ高カラガ  
容色未タ衰ヘサレ氏病氣ノタメニ男子ノ歡ヲ  
奉スル能ハサルヲアリ斯ノ如キノ場合ナレハ  
男子ハ大ニ枉害ヲ蒙ルベキナリ然ルニ一夫一婦  
婦ノ國ニ於テハ其家内ニ衆婦アルヲ以テ此患  
ニ罹ラズ猶又一夫一婦ノ風俗ニ於テハ婦人ノ  
妊マサルトキハ婚姻ノ主意ヲ通<sup>達</sup>スル能ハサレ  
氏ニ六條約ニヨリテ終身離縁スベカラサルナレ  
バ双方トモニ限リナキノ艱苦ヲ被フルナリ

エヲロツパノ諸國ニテハ離縁ヲ得ナル所多  
シ又フシリカ合衆國ノ諸邦ニ於テモ離縁ノ  
手續キノ困難ナルヲ以テ之ヲ為スモノ甚タ  
少ナシ

